

山口県報

平成23年
2月3日
(木曜日)

目 次

告示
家畜伝染病予防法第九条の規定による消毒方法の実施（畜産振興課）……………一



山口県告示第五十三号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、家畜の有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

平成二十三年二月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 目的
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 二 区域
山口県全域
- 三 期日
平成二十三年二月七日から同月二十八日まで
- 四 実施の方法
鶏、あひる、つぎら、きじ、だちよつ、ほろほろ鳥又は七面鳥の所在する畜舎（家畜防疫員が消毒の必要があると認めるものに限る。）の周囲に消石灰を散布する。

平成二十三年二月三日印刷
發行

發行
行人所

山口
山口
県
知事
庁